

ID: 273

担当部署: 上下水道局

処分の概要	指定工事店証の再交付		
例規名 根拠条項	長門市排水設備指定工事店等に関する規則 第6条第3項		
例規番号	平成30年上下水道局規則第9号		
<p>【根拠条文】 (指定工事店証) 第6条 市長は、指定工事店に対し、排水設備指定工事店証(別記様式第6号。以下「指定工事店証」という。)を交付する。</p> <p>2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲示するとともに、排水設備指定工事店の標示板(別記様式第7号)を営業所の入口に掲示しなければならない。</p> <p>3 指定工事店は、指定工事店証を亡失し、又は損傷したときは、直ちに排水設備指定工事店証再交付申請書(別記様式第8号)を市長に提出し、再交付を受けなければならない。</p> <p>4 指定工事店は、第11条の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく市長に指定工事店証を返納しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成30年4月1日	最終変更年月日	年 月 日